

関係各位

チリにおける TPP11 協定(CPTPP)の発効日等について

2023年2月21日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「TPP11 協定」という。)が未発効となっていたチリについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、チリを原産地とする TPP11 協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率(以下「EPA 税率」という。)(※)を適用することが可能となります。

(※)国別譲許品目を除いて、TPP11 協定が既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

【留意事項】

- ① TPP11 協定においては、EPA 税率適用要求手続として、自己申告制度のみが採用されています。自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が、自らが有する情報に基づき、当該貨物が原産品である旨を申告する書面(以下「原産品申告書」という。)を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより EPA 税率の適用を要求する制度です。自己申告制度の手続については、「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～」(https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_tpp.pdf)をご覧ください。
- ② TPP11 協定の規定を満たす産品については、
 - ・ チリについて TPP11 協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
 - ・ 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、チリについて TPP11 協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、必要な EPA 税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA 税率の適用が可能となります。
- ③ チリについては、TPP11 協定附属書3-A の適用はありません。

問い合わせ先

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

Tel: 03-3599-6527

業務部通関総括第1部門(通関手続)

Tel: 03-3599-6337